

引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費内訳

【歳入予算額】 地方消費税交付金 220,000千円 (一般分 123,000千円、社会保障財源分 97,000千円)

【歳出予算額】 社会保障施策に要する経費 1,107,728千円

(単位：千円)

科目名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国(県)支出金	町債	その他	引き上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の交付金)	その他	
社会福祉費	社会福祉総務費	48,142	4,267	0	0	7,786	36,089
	障害者福祉費	243,301	157,724	0	0	15,186	70,391
	社会福祉施設費	17,772	0	0	0	3,154	14,618
	国民年金費	2,822	2,822	0	0	0	0
	国民健康保険事業費	72,252	0	0	0	12,821	59,431
	地域福祉基金費	0	0	0	0	0	0
	介護保険事業費	149,626	1,580	0	0	26,271	121,775
	臨時福祉給付金給付事業費	67,818	67,818	0	0	0	0
児童福祉費	児童福祉総務費	108,743	47,422	0	13,728	8,446	39,147
	児童措置費	288,457	190,324	0	34,221	11,341	52,571
	子ども・子育て支援給付費	2,838	2,127	0	0	126	585
保健衛生費	保健衛生総務費	10,507	0	0	0	1,865	8,642
	予防費	88,325	4,394	0	34,606	8,753	40,572
	母子衛生費	7,125	73	0	0	1,251	5,801
合計	1,107,728	478,551	0	82,555	97,000	449,622	

※この内訳表は、引き上げ分に係る地方消費税収(市町村交付金を含む。以下同じ。)については地方税法第72条の116により「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」とされているため、引き上げ分に係る地方消費税収を社会保障施策に要する経費へ充当する見込み額の内訳です。